



都城市大規模災害時後方支援計画について

1 計画の目的・条件

①計画の背景・目的

- 東日本大震災、熊本地震の教訓等から、関係自治体や企業、住民等との相互連携による災害対策の必要性が増大。
- 特に南海トラフ巨大地震では甚大な被害が想定され、内陸部市町から沿岸部3市への後方支援体制の構築、取組み内容の検討は急務。
- また、火山災害等では内陸部が受援側となり、あらゆる災害に対応できる強固な協力関係の整備も課題。
- 本計画は、後方支援活動の内容や手順、手続き、企業及び市民との連携の方向等を定め、支援活動を迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

②後方支援活動の大前提

- 自市町の災害対策に全力を尽くす。
- 行政、市民、団体、企業等が健全な生活・生産活動等を実施している。
- 都城市のポテンシャルを活かした適切な役割分担のもとで後方支援活動を実施する。

③計画の検討条件

- 南海トラフ地震・津波を想定（宮崎県による被害想定/H25.10）。
- 最大リスクに備えた計画とするため、被害規模は沿岸各市・各被害項目の最大値を適用。

※沿岸各市：宮崎市、日南市、串間市

3 計画に期待される主な効果

- 計画の基礎資料として、各種リソース等の基礎データを整理しているため、関係市町による広域連携活動が推進される。
- 計画の策定・更新を通じて市町間の「顔の見える関係性」構築することができ、訓練等の実施により実効性のある連携体制を整備できる。
- 南海トラフ地震・津波とは様相が異なる災害・被害であっても計画に示す考え方は適用が可能である。

2 後方支援活動内容

- 宮崎県市町村防災相互応援協定（H8.8）の応援項目をベースに、東日本大震災時の活動事例、国や県の計画、地域防災計画の災害応急対策を考慮して、6つの後方支援活動機能を選定。

1 後方支援に関する本部機能

- (1)後方支援活動対策本部の設置・運営と行政支援★
- (2)情報収集・伝達と広報活動★

2 避難者の受入・支援機能

- (1)避難者の受入・避難所運営
- (2)炊き出し活動
- (3)入浴支援
- (4)仮設住宅の提供

3 救援物資の受入・仕分け・配送機能

- (1)救援物資の受入・仕分け・配送

4 救出救助・消火・医療救護活動機能

- (1)救出救助・消火活動
- (2)医療救護活動

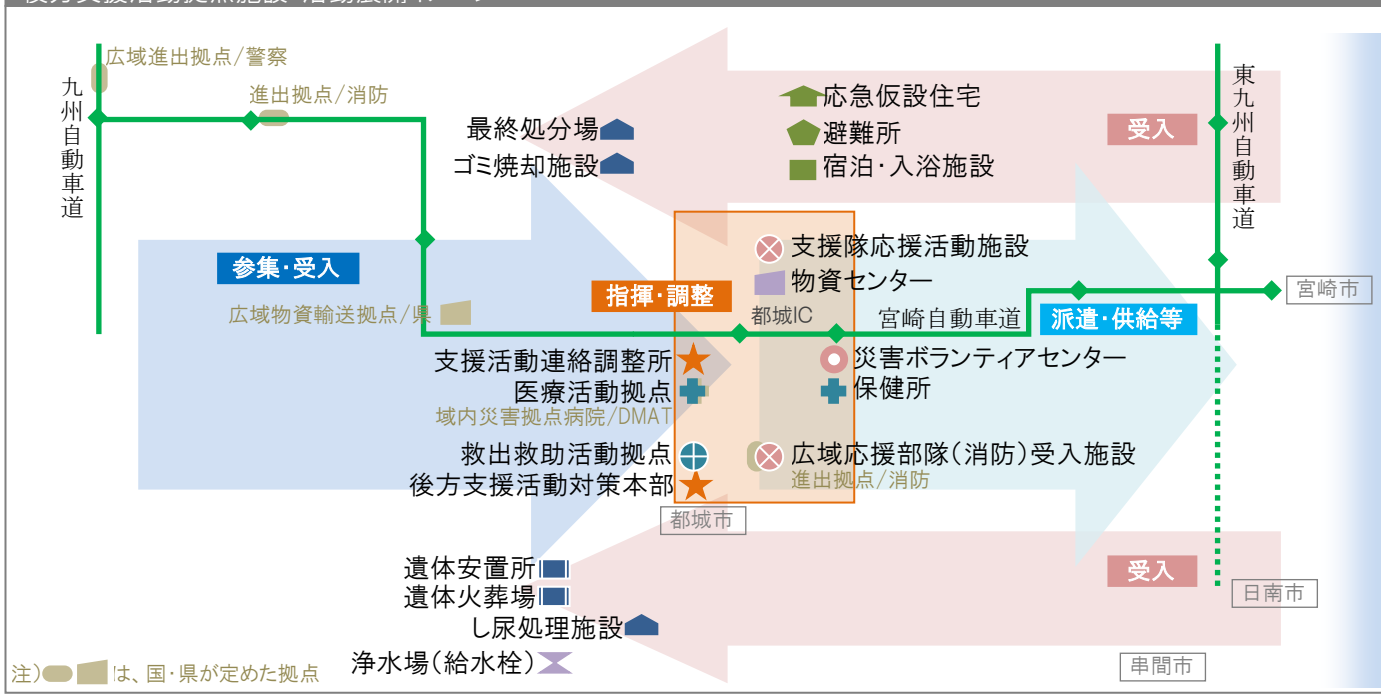
5 保健・衛生活動機能

- (1)遺体安置受入れ・遺体の火葬受入れ
- (2)防疫・保健衛生対策
- (3)し尿・ゴミ処理対策

6 ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能

- (1)ボランティアの受入・活動支援
- (2)支援隊の受入・活動支援
- (3)広域応援部隊(消防)の受入・活動支援

後方支援活動拠点施設・活動展開イメージ



「災害時広域連携計画」(宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会)

○協議会の取組みの一環として策定するもので、宮崎県南部地域における災害時の広域連携を更に推進するための計画